

## 平成19年度農を起点とした食ビジネス推進事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、山形県内の農林水産業の活性化を図ることを目的とし、県内で生産される農林水産物を原材料とした付加価値性の高い農産加工商品開発及び産地と多様な実需者との連携による地場産品の消費拡大と新たな商品開発を推進するため、個人、各種団体等が実施する事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業等)

第2条 事業区分、補助対象事業、補助対象経費、補助金額等は、別表のとおりとする。

### (対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各号に適合するものとする。ただし、特定の政治団体及び宗教団体は対象としない。

- (1) 県内に住所又は本拠地を有すること。
- (2) 事業を完遂する見込みがあること。
- (3) 将来とも継続的な活動が見込まれること。
- (4) 団体にあっては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が明らかであること。
- (5) 団体にあっては会計経理が明確であること。
- (6) その他別表に定める要件を満たすこと。

### (補助金交付申請書)

第4条 補助金交付申請書（別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）

### (条件)

第5条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 事業実施地域の変更
  - (3) 補助金の額の増又は2割を超える減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業計画変更承認及び変更交付申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

### (状況報告書)

第6条 規則第12条に規定する補助事業等状況報告書は、実績報告書の提出をもって代えるものとする。

### (概算払)

第7条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払いをすることがある。

(実績報告書)

第8条 実績報告書(別記様式第5号)の提出期限は補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は平成20年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第2号)
- (2) 収支精算書(別記様式第3号)

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、補助金を交付する。

(事業終了後における報告)

第10条 事業実施主体は、事業実施後の状況について、実施後状況報告書(別記様式第6号)により、事業実施年度の翌年度から3年間報告しなければならない。

2 前項の報告期限は、当該年度の翌年度の5月末日とする。

(帳簿の備付等)

第11条 規則第21条に規定する帳簿又は証拠書類は、補助対象事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 この要綱により補助金を受けて取得した取得価格が50万円以上の施設、機械及び器具等は、規則第22条第2号及び第3号に規定する知事が指定する財産とする。

## 別表

事業区分	対象事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額
1 農産加工 ブランド 力強化支 援	農産加工 事業に取り 組む認定農 業者、農産 加工組織	地域の特産農産物等を活用し た付加価値の高い新たな農産加 工品開発・既存の農産加工品の ブランド力向上への取組み	消耗品費（試作 用資材）、委託料 （パッケージデザ イン及び商品PR 用パンフレット作 成、加工品の成分 分析委託経費）機 器購入経費（農産 加工にかかる製粉 機、包装機器、調 理用器具など）等	補助事業に 要する経費の2 分の1又は300 千円のいずれ か低い額
2 農産加工 施設整備 支援	農産加工 事業に取り 組む認定農 業者、農産 加工組織	新たな加工品目の導入又は生 産量拡大のための既存の農産加 工施設の改造、増設、加工機器 購入等	建設工事費（機 器設置及び既存設 備改造の費用等）、 委託料（機器設計 等）、機器購入経費 （農産加工に係る 機器）等	補助事業に 要する経費の3 分の1又は 1,000千円のい ずれか低い額
3 食ビジネス 推進支 援	地場産品 の消費拡大 と新たな商 品開発に取り 組む外 食・中食業 者、旅館・ ホテル、食 品加工業者 等	県内の産地と連携した食材の 掘り起こしによる、新たな料理 レシピの開発や新商品開発等を 目指した取組み	資材購入費（試 作のための原材 料・パッケージ購 入費など）、成分分 析等検査費、市場 テスト費（会場借 料・装飾費、商品 PR用パンフレッ ト作成費、アンケ ート調査票作成費 など）等  事業に係る収 入があるとき は、当該収入額 を補助対象経費 から控除する。	補助事業に 要する経費の2 分の1又は350 千円のいずれ か低い額

年 月 日

山形県知事 齋藤 弘 殿

申請者住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

平成 19 年度農を起点とした食ビジネス推進事業費補助金交付申請書

標記の補助金について下記により交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第 5 条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 申請事業区分

- |                   |
|-------------------|
| 1 農産加工ブランド力強化支援   |
| 2 農産加工施設整備支援      |
| 3 食ビジネス推進支援       |
| ( 該当事業区分番号を で囲む。) |

2 交付申請額

	円
--	---

別記様式第2号

事業計画書  
[事業実績報告書]

<p>1 事業区分</p>	<p>1 農産加工ブランド力強化支援 2 農産加工施設整備支援 3 食ビジネス推進支援 ( 該当事業区分番号を で囲む。)</p>
<p>2 事業の目的</p>	
<p>3 事業の実施計画 [事業の実施状況]</p> <p>( 事業内容、実施方法及び実施スケジュールをできるだけ詳しく記載すること)</p>	
<p>4 期待される事業の効果 [事業の成果、今後の事業の展開予定]</p>	
<p>5 事業完了予定年月日 [事業完了年月日]</p>	
<p>6 その他</p>	

参考資料として、次のものを添付すること。

申請時： 事業主体の概要書（団体にあつては、構成員の名簿、団体規約を添付）  
ビジネスプランを作成している事業主体にあつては、その写し。  
その他の参考となる資料。

実績報告時：事業内容・成果（開発商品等）がわかる資料、パンフレット、写真等

様式第3号

収 支 予 算 書  
[ 収 支 精 算 書 ]

1 収入の部

項 目		予算額	精算額	比較増減	備考（内訳等）
県補助金					
自己負担金					
そ の 他					
事業による収入					
小 計					
合 計					

2 支出の部

項 目（費 目）	予算額	精算額	比較増減	備考（内訳等）
合 計				

収入と支出の金額が一致するように作成すること。

申請時は、「精算額」「比較増減」の欄は空欄とすること。

山形県知事 齋 藤 弘 殿

申請者住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

平成 1 9 年度農を起点とした食ビジネス推進事業費補助金に係る  
計画変更承認及び同事業費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定の通知のありました標記補助事業について、  
下記のとおり変更したいので、平成 1 9 年度農を起点とした食ビジネス推進事業費補助金交  
付要綱第 5 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 交付事業区分（ 事業区分の変更は不可 ）

- |                           |
|---------------------------|
| 1 農産加工ブランド力強化支援           |
| 2 農産加工施設整備支援              |
| 3 食ビジネス推進支援               |
| （ 交付決定を受けている事業区分番号を で囲む。） |

2 変更等承認申請額

当初交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
円	円	円

3 変更理由及び内容

4 事業の内容及び経費の配分

別記様式第 2 号に準じて作成のこと。

5 収支予算書

別記様式第 3 号に準じて作成のこと。

（注）関係書類は、補助金の交付決定された事業の内容及び経費の配分について、比較対  
照ができるよう、両者を二段書きし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別記様式第 5 号

平成 年 月 日

山形県知事 齋藤 弘 殿

申請者住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

平成 19 年度農を起点とした食ビジネス推進事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった  
標記事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第 14 条の規定により、その実  
績を関係書類を添えて報告します。

平成 年 月 日

山形県知事 齋 藤 弘 殿

申請者住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

平成 19 年度農を起点とした食ビジネス推進事業実施後状況報告書

平成 19 年度農を起点とした食ビジネス推進事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 商品名 \_\_\_\_\_
  
- 2 販売実績
  - ( 1 ) 販売単価 \_\_\_\_\_
  - ( 2 ) 販売数量 \_\_\_\_\_
  - ( 3 ) 主な販売先